

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月17日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	松本市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/my_number/dokujiriyou.html

執行機関名 松本市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱(平成7年告示第329号)による重度心身障害者(児)の自動車燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	84	
番号法別表第2の項	108	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		松本市個人番号の利用に関する条例別表第一 第六の項(松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱(平成7年告示第329号)による重度心身障害者(児)の自動車燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの)
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱第1条
事務の趣旨又は目的	障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	歩行困難な重度心身障害者(児)が電車、バス等の通常の交通機関を利用することが困難なため、自家用自動車を使用する場合に、その燃料費の一部を助成することにより、当該心身障害者(児)の社会活動の範囲を広めるとともに、その世帯の経済的負担の軽減を図り、もって在宅重度心身障害者(児)の福祉の増進を図るため、必要な事項について定めることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱